

定款

一般社団法人
奈良県鍼灸師会

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人奈良県鍼灸師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を、奈良県奈良市に置く。

2 本会には、理事会の決議により、奈良県内の各保健所単位に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、鍼灸学術を振興し、その医学的研究を為し、鍼灸業務を通じて高齢者の福祉の増進及び公衆衛生の向上に関する事業を行い、もって県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鍼灸学術の振興及び昂揚に関する事業
- (2) 鍼灸学術の医学的研究に関する事業
- (3) 鍼灸業務の振興に関する事業
- (4) 鍼灸師の資質向上に関する事業
- (5) 鍼灸師の養成に関する事業
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業の推進に資するため、会員の相互扶助に関する事業その他これに関連する事業を行う。

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 はり師又はきゅう師（以下「鍼灸師」という。）であって、本会の目的に賛同し入会した者
 - (2) 準会員 正会員と同一世帯又は同一施術所における鍼灸師であって、本会の目的に賛同し入会した者
- 2 前項の他、理事会の決議によって認める特例会員は、次の2種とする。
- (1) 特別会員 一時に50万円以上を本会に寄付した者
 - (2) 名誉会員 鍼灸学術又は本会に対し、特別の功労のあった者
- 3 第1項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第7条 正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 準会員になろうとする者は、正会員の推薦を受け、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（入会金及び会費等）

第8条 会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、会員総会において別に定める入会金及び会費（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。

（退会）

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。特例会員の退会についても同じ手続による。

（除名）

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合において、当該会員に対し、当該会員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、会員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の秩序を乱したとき。
- (3) 会員総会の議決事項に違反したとき。
- (4) 本会の名誉を傷つけたとき。
- (5) その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 鍼灸師の資格を失ったとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 正当な理由なくして会費等を1年以上滞納したとき。
- (5) 総会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 前3条の規定により、会員がその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等及び寄付金その他の拠出金品はこれを返還しない。
- 3 第6条第1項第1号に定める正会員が退会、除名又は資格喪失により正会員でなくなったときは、その準会員は、正会員として登録しなければならない。

第4章 会員総会

(構成)

第13条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の会員総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 会費等の基準及び金額
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併又は事業の全部譲渡

(9) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 定時会員総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時会員総会を開催する。

2 前項の定時会員総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第16条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時会員総会を招集しなければならない。

4 会員総会を招集するときは、会員総会の日時、場所、目的、審議事項等を記載した書面又は電磁的方法により、会員総会の開催日の1週間前までに会員に対して通知を発しなければならない。ただし、会員総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 会員総会の議長及び副議長は、その会員総会において、出席会員の中から選出する。

(定足数)

第18条 会員総会は、総会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第19条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、議長は、会員としての議決権を行使することができない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

- 第21条 総会に出席しない会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法により議決権を行使し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 2 前項の場合における第18条及び第20条の規定の適用については、当該会員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第22条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び会員総会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印する。

(会員総会運営規則)

- 第23条 会員総会の運営に関し必要な事項は、法人法又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める会員総会運営規則による。

第5章 役員等

(種類及び定数)

- 第24条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上30名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 前項の理事のうち、1名を会長とし、3名以内を副会長とする。
- 3 前項の会長は本会を代表し、法人法上の代表理事とする。

- 4 第2項の副会長をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 5 第1項の監事のうち、1名は会員以外の者とするができる。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、会員総会の決議により選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議により理事の中から選定する。
- 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることはできない。
- 4 役員が欠けた場合又は第24条第1項の役員の数に欠けるときに備えて、会員総会の決議により補欠の役員を選任することができる。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより本会の業務を分担執行する。
- 4 会長及び副会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法人法で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して、事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。ただし、決議に加わることはできない。

(役員任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第30条 理事及び監事は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

(取引の制限)

第31条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己又は第三者のために本会と取引しようとするとき。
- (3) 本会が当該理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第32条 本会は、理事及び監事の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会は、外部理事及び外部監事との間で、法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法人法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

(名誉会長、相談役、顧問及び参与)

第33条 本会に、任意の機関として、名誉会長1名、相談役、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 名誉会長は、会員総会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 相談役、顧問及び参与は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

4 名誉会長、相談役、顧問及び参与は、理事会の諮問に応え、適宜意見を理事会に具申する。

5 名誉会長、相談役、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を本会に請求することができる。

第6章 理事会

(構成)

第34条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 会員総会の招集に関する事項の決定
- (2) 本会の業務執行の決定
- (3) 規則及び規程の制定、変更及び廃止に関する事項の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長及び副会長の選定及び解職
- (6) 寄附金に関する事項の決定
- (7) 前各号に定めるもののほか本会の会務運営に関する事項の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 支部その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- (6) 第32条第1項の責任の免除

(開催)

第36条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度に2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から臨時理事会の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を臨時理事会の日とする招集の通知を会長が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したと

き。

(4) 監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印する。

第7章 部会及び委員会等

(部会及び委員会)

第43条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、部会及び委員会を設置することができる。

2 部会及び委員会の委員は、会員及び学識経験者等のうちから、理事会が選任する。

3 部会及び委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める部会及び委員会規程によるものとする。

第8章 財務及び会計

(財産の管理及び運用)

第44条 本会の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第45条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類（以下「財産目録等」という。）を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時会員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の財産目録等のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するも

のとする。ただし、個人の住所に係る記載の部分を除外して、閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

(剰余金分配の禁止)

第47条 本会は、剰余金を分配することができない。

第9章 定款の変更、事業の譲渡及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(事業の譲渡)

第49条 本会が事業の全部の譲渡をするには、会員総会の決議によらなければならない。

(解散)

第50条 本会は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第51条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第52条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示するものとする。

(個人情報の保護)

第53条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

(公告)

第54条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

- 2 前項の公告は、当該公告の開始後1年を経過する日までの間、継続して掲示するものとする。

第11章 事務局

(事務局)

第55条 本会の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

第12章 雑則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事（会長）は、 中川正一 とする。
- 4 本会の最初の業務執行理事（副会長）は、 太田博文 及び 柿内 衛 とする。

※平成28年5月29日変更